

# チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

## ●中小企業組合士制度とは

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験（中小企業組合検定試験）を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス（組合自治）の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で3,209名（平成30年6月1日現在）の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。

お問い合わせは、企画情報課までお気軽にどうぞ!

### 中小企業組合検定試験の概要

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験申込	9月～10月中旬
受験料	5,000円 (一部科目免除者は、3,000円)

## 組合運営 あれこれ

### Q & A



#### 理事会の性格と 権限について

理事会の性格と権限について教えてください。



理事会は、理事によって構成される必要合議機関であり、定款の定めをもってしても、これを廃止することはできません。

また、理事会は一定の手続きを経て開催してはじめて成立し、会議の終了と同時に消滅するものであり、常置機関ではありません。

理事会は組合の業務の遂行を決定する権限を有しますが、決定した事項の遂行は、理事会において選任された代表理事が行います。理事は理事会の構成員となって、主として理事会の議決を通じてのみ理事としての職務を遂行することになります。

理事会の審議事項は、法または定款で定めるもののほか、総会の議決した事項の個々具体的な業務遂行に関する一切の事項です。